

## 中期目標、中期計画及び年度計画について

### 中期目標

地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標

知事が策定し、県立病院機構に指示

策定に当たっては、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経る必要がある

(記載事項)

- ・中期目標の期間
- ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質に関する事項
- ・業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ・財務内容の改善に関する事項
- ・その他業務運営に関する重要事項

(保健医療行政への協力 法令・社会規範の遵守 積極的な情報公開)

### 中期計画

中期目標を達成するための計画であり、病院機構が作成する。

知事が中期計画を認可するに当たっては、評価委員会の意見を聴いて、議会の議決を経る

- ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- ・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置
- ・予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画
- ・短期借入金の限度額
- ・重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- ・剰余金の使途
- ・その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

(施設及び設備に関する計画 人事に関する計画 積立金の処分に関する計画 その他業務運営に関し必要な事項)

### 年度計画

中期目標期間中の各事業年度の業務運営に関し、中期計画に定めた事項のうち当該年度において実施すべき事項等について定める計画

県立病院機構が作成し、知事へ届け出る(評価委員会は、年度計画に基づき業務実績評価を行う。)